

## ○遠い波動と沖縄闘争被告団冒頭陳述

～2010年10月～ S・N

1969年4月28日（沖縄デー）において首都の街頭行動で逮捕～起訴され、権力的分断とグループ化によって公判過程を共にした者たちが法廷の関係性に提出した被告団の冒頭陳述書・総論部分及び各論の一部を載せる。

1975年3月25日、東京地裁で読み上げられたこの萌芽的表現は、関西の未知なる闘争を遠くに感じながら〈 〉が原案を作り、数名でガリ切りを分担し、裁判所・検察・弁護士・共同被告人に配布しつつ朗読したものである。提出原本（縦書）には被告人全員の署名押印がそろっていなかったのではないかと思い出される。当初は原案を持ち寄り、全員での突き合わせのプロセスを潜って作成されるべきであったものが、核心に迫る討論を経ることなく、なし崩し的に〈1〉人の原案が押し出される結果となった。このことは反攻に転ずべき被告人側冒頭陳述の段階において、被告団の分解と崩壊が既に決定的であったことを象徴していた。

党派層の「早期闘争復帰」といった威勢のよい言葉は、「どうせ負けるに決まっているめんどうな裁判を早く終わらせたい」「自分なりの日常に復帰したい」という各被告人の言葉にならない心情の逆立的スローガンでもあった。けっして例外ではなかったからこそ、〈 〉もそう察知していたのである。ただ一方で、「司法によって強いられた共同性」を反転し、被告側の共同性として深化しえない苦汁を飲み続けていた。この原案によって示したかったのは、全国で各々個別事件として分断されている対国家的〈共同性〉の根柢に下降しながら、法・国家に対する〈異議申立〉を表現しうる発想～への合流であり、同時に、目前の公判過程への応用〈不〉可能性の追究であった。

〈 〉たちの公判がこういった〈冒頭陳述〉に至る前後、〈神戸〉や〈岡山〉では、常識的な法的防御権をはみ出す〈攻撃〉的裁判闘争が展開されていた。

1975年4月10日の「救援」は「神戸大 松下昇の場合」という記事を書き、〈n〉事公判の現在を紹介している。〈註としての、いくつかの日付〉の最後の数行は、「1974年4月1日。法廷をタマゴのように飛び散らせたのが、〈公務執行妨害〉であるとして監置二十日間、告訴～起訴→公判中」となっている。

当時、冒陳の原案作成者はこの記事に触れていないし、松下らの動向についてあいまいにし、か把握していない。東京と神戸～岡山という地理的条件以上に自らの現状との隔絶感が大き過ぎ、その闘争風景を遠くにぼんやりと感じている状態であった。あんかるわ深夜版「松下昇表現集」を贈呈してくれた共同被告人の一人が時々多少の情報をもたらしてくれたが、「すごいなあ」と思うだけで、すぐに家族に食わせるメシのことと自意識の淀みに沈没した。しかし、波動のように伝わってくるものが今思えば確かに存在したのだ。それがなんであったのか、言葉にするとその時のイメージは生々しい日常の後景に茫洋とした印象を刻んでいるだけである。いわば人為と自然の猛威がひたひたと押し寄せる建築物の一角で、激しい嵐を抜けて来た数人が低い声でひっそりと語らっているような印象を伴っていた。'70年代も押し迫った頃、「五月三日の会通信」第21号を介して触れた岡山地裁〈卵〉事件の第12回公判速記録〔抄〕は、遠い波動を送っていた裁判～闘争現場の様子を開示している。その中で、75年11月10日、証人として出廷した〈坂本〉が、被告人〈松下〉と交わす〈問答〉は、闇夜としての法廷の構

造を透過して、暗雲の切れ間で出会った星の瞬き合うさまにも似ていた。そして、被告団の崩壊を背負った自分たちの〈冒頭陳述〉が何に向けられていたのかを理解したように思った。

被告人冒頭陳述書（要旨）

被告人 宇杉幸知  
他二十一名

〈反証〉段階において、わたし〈たち〉が更に明確化して行こうとする点は、次のように要約される。

1. 〈沖繩〉闘争の本質。
2. 〈沖繩〉闘争に於けるわたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉の意味。
3. 法・国家による〈人間〉＝〈被告〉の抽象化、関係付けの構造。

現在、わたし〈たち〉の問いに対する一切の根本的回答を拒否し、幻想的な共同性に支えられた物理力を背後に擁して、〈被告〉の〈発語〉を法的手続（時空性）の中へ閉塞させて行く〈訴訟指揮〉が行使されている。

が、右の中心的課題に集中してくる〈法廷〉の、又、〈法廷〉を超えた次元での〈発語〉から〈沈黙〉に亘る総体を意識化しつつ、法廷構成員各自の〈立場〉と〈方法〉を結集し、〈真実〉に、にじり寄って行きたいと考える。

昭和五十年三月二十五日

一九六九年四月二八日〈沖繩〉闘争〈被告〉を含む、仮装被告団

総論

一、〈沖繩〉闘争の思想性

〈沖繩〉闘争の本質は、現在までの公判過程が示しているように、〈行為〉の断片をいくら寄せ集めても、地域としての〈沖繩〉が遭遇している〈事実〉を羅列的に列挙しようとも明らかにすることはできない。何故なら〈沖繩〉闘争は、利権争いではもちろんなく、単なる国家への請願運動でもないからである。法・国家そのものに対する批判を運動の状況が強いる必然性として内包していると共に、〈沖繩〉問題の解決を本土復帰の態様といったところに想定する運動とは完全に訣別していたのである。

六十年安保闘争は、戦わない〈前衛〉を頂点とする戦後革新陣営の腐敗を徹底的に露呈させた。以後、（改良・議会主義・民主化）等といった世論をにぎわす美辞の空洞を、論理としても、感覚としても、思い知らされつつ、なおも〈政治〉の本質的課題に迫ろうとする全ての個体にとって、選挙制を中心に流布される既存の〈政治〉とは、現象・あぶくでしかあり得なかった。その現象のAは正しく、Bは正しくないという選択の問題ではもはやあり得ない。戦後社会総体、日本国家それ自体が、本気で問われねばならないのである。

生誕と死以外の何ものによっても限定されるべきでないわたし〈たち〉の生存を、いわれもなく卑小に限定しているもの、人間的可能性を押しつぶし〈生理〉そのものへ人生を収斂させ

ているもの、文明の氾濫の中でやせ細って行く生活、その生活をも強圧的に中断させてしまう力。わたし〈たち〉の闘いは個々の現象を貫いてその根源にあるものを引きずり出すことによってしか世界性を獲得することができない。六十年安保後の〈政治〉は、わたし〈たち〉にそれを強いている。

合理性を装った迷妄、文明によって武装した未開、法・国家とは、まさに、わたし〈たち〉の闘いの行く手に立ちふさがる暗黒としてある。

敗戦後、速度の早い回復を遂げた日本は、支配層の経済的・軍事的利害と、〈国家〉それ自体の感性的・論理的要請によって、〈沖縄〉の本土帰属を希求していた。それは〈国民的願望〉といった言葉で表現された。〈沖縄〉の基地機能確保の理由付けとして言われる〈極東の安全〉とは既に、米国側の優位性のうちに進められてきた日米支配層の〈共同〉利害の表現ではなく、両国の激化する経済利害の対立、世界的経済下に於ける対等の共存・協力体制の模索、強化の象徴として機能していた。そして、『〈本土復帰〉＝〈日本国家による直接支配への帰属〉』の態様・時期は〈国民的願望〉とは遠いところで、即ち、一部の支配層の政治的かけひきの中でのみ完結させられる必然性を持っていた。

一方に『〈核抜き、本土なみ復帰〉＝〈日本国家による直接支配への帰属〉』を〈国民的願望〉と言いくるめる支配層の公認党があり、その対極にあって『〈無条件、即時、全面……返還〉＝〈平和憲法体制への移入〉』を〈民主〉的解決と喧伝しつつ、〈民主〉国家日本の体制をいつもながら補填する〈革新〉陣営があり、マスコミはその両極を蝙蝠のように飛び回った。

圧倒的な、しかも隠微な暴力性を裏目に増殖させることによって保たれる〈平和〉…〈証拠〉無数。

人間の全体性を機能的に組織化することによって形成される〈秩序〉…裁判構造を見よ。

風俗的、又は倫理的言葉で流布され、観念的強制力として社会をとらえ込んでいる虚偽的文化…〈証拠〉無数。

〈戦後〉憲法体制下に自己形成をとげてきたわたし〈たち〉は、〈戦後〉なるものの裂け目により深くとらえ込まれ、ますます悪戦を強いられている。それはよく言われるように理念に現実が追いつかない為の現実と理念のギャップなどといったものではなく、現実自体における裂け目であり、また、理念それ自体の裂け目でもあるといった構造として存在している。

〈学園〉闘争は、わたし〈たち〉にその自覚を強力に強いた。自らの自然過程が、ある空洞に向かい合う一瞬をわたし〈たち〉は〈共有〉したと言える。

わたし〈たち〉は、〈学園〉闘争、あるいは〈 〉闘争の過程で完膚なきまでに暴露されてきた〈民主〉主義の内実に向けて、持続的な〈思想〉闘争を〈組織〉することこそ問われていたし、〈沖縄〉との、また他の無数の〈 〉との連帯もそこを深化し得てこそ真に可能であるという位相に立たされていた。しかし、わたし〈たち〉は〈街頭〉へ出た。このことの意味・責任は、個々に、あるいは共同性として、今も追及され続けている。

〈沖縄〉が〈本土〉に対して抱く弱小感、あるいは〈本土〉が〈沖縄〉に感じる後ろめたい同情心は、日本史のいびつな展開が植えつけてきた〈辺境〉感によってもたらされている。この弱小感、同情心に食い入って成立するあらゆる〈沖縄〉闘争は、どのような政治目標をかか

げても〈沖縄〉の現実を変革することはできない。人の弱みを〈政治〉的に利用して正義面したがつているのはどういう〈共同〉性にとらわれている人達なのか、表面的な穏健さや、口先だけのカッコよさにまどわされず、よく眼を開けて見たらいいのだ。

わたし〈たち〉が、沖縄奪還、あるいは解放、あるいは――というスローガンに拠った時、中心に抱いていたのは、〈遠い辺境地としての沖縄〉それ自体であったのか。その置かれている現状に対する自らの同情心又は〈本土〉の責任感などというものであったのか。断じて否である。

戦後体制の中でつちかわれてきたわたし〈たち〉自身の卑小感であり、合法性に擁立された暴力・支配への憎悪であり、未だ、自らの中で形になり得ないものへの焦り等々であったと思う。

それが、どのように貧しいものであろうと、自分を代表するのは自分だけであり、また、他の何者をも代表しないという決意こそが、法・国家に対して〈何者か〉であるだろう。

わたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉が近づこうとしていたものは、今は、このように言うておこう。そして、逮捕、拘留、起訴、公判……といった一連の〈敗北〉過程においても、まだわたし〈たち〉は課題を手放してはいない。

では、わたし〈たち〉の〈沖縄〉闘争の政治性は、ぎりぎりのところ、どのようなものとしてあったのか。

国家一問一政治の露骨な舞台として蹂りんされ続けてきた〈沖縄〉の歴史及び現実、日本の国家構造自体の解析と根本批判を中心に確立し、法・国家への対決の姿勢を貫くところにしか開示され得ない。このことは、少なくとも暗黙の、又は無〈意識〉の共同性として発現していた。〈共謀〉の成立を〈立証〉する根拠は、この水準以下のところには存在しない。

全状況が、法・国家の方向になだれ込んで行き、わたし〈たち〉の幻想性が呼吸困難にひんしている中で、収奪され尽くした時空性を奪還する〈行動〉への模索として〈沖縄〉デーは、ひとつの〈政治〉空間を現出させたと言える。

だが、わたし〈たち〉を含む全ての〈政治〉潮流が取り落として来たものは、とりもなおさず、日本国家の歴史過程における〈沖縄〉そのもの、遠く〈民衆〉の生活史に底流する深刻な〈沈黙〉そのものではなかったのか（？）

右から左まで、様々な形態でもって存在する共同性、その頂点としての国家の〈共同〉性の外側にしめ出されている〈沈黙〉が、各々の共同性の根拠を黙々と批判してやまない。

わたし〈たち〉が、今、〈沖縄〉と口走る時、それは既に、ひとつの〈辺境〉地の政治的・経済的現状、その悲惨さに目覚めよ、といった位相でのみ言うのではない。為政者の、あるいは〈民主〉主義の、また日本国家自体の拠って立つ根拠が、〈沖縄〉によって相対化に曝され、その根拠を問われているのだということをこそ言っているのだ。

戦争を放棄した〈民主〉国家とやらの露骨な経済的・軍事的戦略拠点として、地域住民の生活が不断に脅かされ、踏みにじられている〈事実〉（証拠無数）。また、〈沖縄〉が内部に保存している歴史的な重量感を、観光資源的に退化させられて行く〈事実〉（証拠無数）。日本国家の共同性の危機に際して重要な意味をもって立ち現れ、常に犠牲的な役割をにない、影な

から切り捨てられて無視されてきた（沖縄）の重い存在感が、本土復帰などといったふやけ切った〈政治〉性として流されて行く根底は何か。

〈沖縄〉を〈基地〉たらしめている力と、〈沖縄〉を日本歴史から疎外してきた力は、地中において深くつながっている。

わたし〈たち〉は、もっと身近な地点から、無数の〈沖縄〉をとり出すこともできる。それは常に、共同性を底部でささえながら屈辱にじっと耐えてきたものの象徴であり、日本〈民衆〉の〈敗北〉史であり、父や母であり、そして、わたし〈たち〉自身でもある。戦争責任を、個々の〈民衆〉の生活過程におしつけ、自らは全く無傷で転身を果たし、天上高くそびえる〈平和〉国家の理念が、その下層にどのような矛盾や欺瞞を育てているか、今更言うまでもない。ひとつひとつ徐々に追いつめて行くだろう。今も、無数の〈沖縄〉が、〈 〉として、現〈平和〉憲法の見事な逆倒を絶え間なく糾弾し続けている。又、国家に於ける支配権力の機構的・制度的要としての地位を〈平和〉憲法制度に譲り、自らは国家という観念的支配力の〈象徴〉に退いた〈天皇〉が〈沖縄〉の奥深い歴史的無〈言〉によって思想的視座に引き出されつつある。〈日本国民統合の象徴〉の内実が、実は、可視、不可視の差別の象徴としてあり、連綿と保持されてきた歴史の偽造を物語っている。

常に力によって、力に支えられた観念によって、あるいは観念に支えられた力によって振じ曲げられてきた日本国家の原像が切り開かれる。この無〈言〉こそが、わたし〈たち〉の〈沖縄〉闘争総体をも、また本質的に問うものである。

## 二、違法〈行為〉とは何か

公判の対象となっているわたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉は、国家意志への批判的発動として、その本質を有しているにも関わらず、市民的共同社会一般の秩序侵犯として造形された上、法の俎上に乗せられている。内閣総理大臣官邸、東京駅等々といった場所は、その持つ政治的ふくらみや一切の意味を除去され、〈生活〉空間に平面的にはめ込まれ、〈場所〉としての本質を喪失せしめられている。この方法は当然〈生活〉空間自体をもゆがめられた虚構として成立させてしまう。このような〈場所〉で、人間が一体どうやって〈行為〉＝〈表現〉できるのか？〈生き〉られるのか？

国家にあっては、あらゆる違法〈行為〉は、法にとって、法そのものの侵犯に対する処罰の対象として確定されているにも関わらず、そうであるが故に、法は、市民社会の共同的秩序・安全を守るという名分を前提にかかげ、そこに居直っている。

〈行為〉＝〈表現〉の〈性格〉を全く無〈視〉し、強引に市民社会秩序と関連付け、自らは了解判断の機能を有する唯一の〈意志〉として、個々人の〈行為〉＝〈表現〉の接触し得ない領域に超越し続けるのである。このことは、〈ナショナル〉な集中点を失った大衆の幻想性に対する有効な支配構造として〈日本〉的に推し進められてきた。憲法は、〈表現の自由〉として逆立した形でそれを表現し、又、よく言われるように『政治・思想問題に裁判は関与し得ない。しかし、政治主張なり思想の表現は、民主主義的ルールに沿ってなされるべきであり、理由のいかに関わらず、行為の違法性は問われねばならない』といった法思想として〈具体〉化されている。

こういった形式論理は、〈行為〉の違法性の根拠であるはずの、市民社会の共同秩序侵犯の判定が、結局、支配層の恣意にのみゆだねられてしまい、市民社会それ自体と対立関係に転化して行く構造を幸せに素通りする。

例えば、経済的抑圧によって自国民を駆使し、他民族抑圧政策を推し進める諸々の〈行為事実〉は、支配層の恣意にとって秩序侵犯とは映らない。これに抗して〈実力行使〉に立ち上がる者達の〈行為〉は合法度・違法度の測定の対象と看される。〈共同秩序侵犯〉の〈内容〉は終に根底から問われることはない。

〈行為〉の〈犯罪〉性の判定が、支配層の利害を背景とした恣意にゆだねられているかぎり、〈司法権の独立〉などは、紙に描いた餅ほどの意味も持ち得ないのだ。司法関係者の心情的善意、主観に関わらず、その法思想自体が、一部の特権的支配層の利害と癒着してしまう構造を有しており、この構造が自らの根拠である憲法理念の逆倒を媒介するのである。

〈暗黒〉裁判は常に育てられている。

### 三、わたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉の意味

もし、〈行為〉が、起訴状、検察官の冒頭陳述書等に記載された要件によって〈行為〉という概念をすべて満たすのであれば、当日、戦闘服・ヘルメット・盾・ガス銃等で武装し、デモ隊を圧殺する〈目的〉をもって大挙して線路・街頭にあふれ出た機動隊諸氏も、わたし〈たち〉の〈行為〉の位相と同位に置かれているはずである。これが〈犯罪性〉として問われないのは何故か？

秩序維持の為、市民生活の安全を守る為等々の〈理由〉を言う時、〈学生集団〉と同位にある機動隊の〈行為〉は、その〈理由〉自体によって〈合法〉性の背後に隠蔽せられてしまう。

一方が〈理由〉自体によって合法であり、他方が〈理由〉にかかわらず違法性を問われるという矛盾に象徴されているものは何か？

もし、司法が独立を言い、自らの〈行為〉概念に忠実であるとするならば、双方の〈行為〉を法の俎上に乗せねばなるまい。双方の〈行為〉＝〈表現〉が体現している幻想性を共に問い、ひとつの〈関係〉として把握究明しなければ〈政治時空〉として現出した〈事件〉の本質に迫ることはできないのだ。

起訴状は、わたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉の矮小化を極度に推し進めることによって、かろうじて文章らしき体裁をつくらせているに過ぎない。

〈行為〉＝〈表現〉を違法性に繋げる為に仕掛けられた検察官の手品の種は単純である。わたし〈たち〉の〈目的〉を市民社会の方へ振り向けること→「他人の身体、財産に対し共同して害を加える目的」等々。

〈行為〉の成立する〈場所・時間〉が〈日常〉性と直線的に連続しているものと看すこと→「各駅を発着すべき電車、列車の運行を停止させ」等々。

こんなみっともない手品に乗っかってくれという方がどだい無理なのだ。

わたし〈たち〉が〈行為〉＝〈表現〉にこめたのは、国家意志に対立せざるを得ない自らの幻想的姿勢であった。各々の足跡に不分明な方法への焦慮や模索の複雑な表情を引きずって

たとしても、私的な感覚の断片を繋留させたまま、〈意志〉は視えない〈関係〉に向かって〈恥じらい〉を含んだ視線を確かに向けていたのである。

〈当日〉事前に警備体制がしかれており、〈日常〉性はその内部に政治的時空性としての変容を孕んでいた。電車は、その異質な時空性の突出によって止まるべくして止まったのであり、〈日常〉的連続性が一部の人間の妨害意志の発動により、中断され、止まったのではない。

〈起訴状〉の単純な〈事実〉把握には、法が〈人間〉に対してとる抽象化の〈絶対〉的方法が暗示されている。現法体系の量的複雑さは、〈事実〉把握の単純さに含まれた虚構の弱さを重層的に補填するものだろう。

「AはBの場所においてCを目的としてDという行動をとった」という記述の〈解りよさ〉は、〈民衆〉の感性の表層を掠め、その〈発語〉を規定してくる。〈民衆〉の〈発語〉は、そういった法的言語に逆立していく構造をもっている。このことは、〈解りよさ〉が決して〈真実〉を満たす全ての条件たり得ないこと、むしろ、〈人間〉の〈幻想的発展〉の或る段階において、万人には解り得ない形でしか〈真実〉を〈表現〉へと登らせることができないことを示している。

わたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉に与えられた了解不〈可能〉性、〈孤立〉は、世界史が幻想領域において有する必然性に根拠を置いている。

様々な〈沖縄〉を、あるいは、お互いがお互いを、〈遠い夢〉のように感じ合う中で、〈 〉公判は〈沖縄〉闘争を〈転位〉させ、〈行為〉＝〈表現〉の〈永続〉化を試行し始める。

#### 四、〈被告〉とは何か

どのような〈行為〉＝〈表現〉も不可避免的に〈階級〉性を帯びてしまう。〈沈黙〉さえもがこれを避けることはできない。

法的言語は、全ての〈行為〉＝〈表現〉を同質のものとし、〈階級〉性を剥奪する。この強制力は、〈事実〉の構成における本質の捨象を必然的に生み出すに至る。法にとって〈事実〉の重層性、〈行為〉＝〈表現〉の奥行きはやっかいな代物である。それらを根こそぎにし得る視点の設定は法自らの根拠を揺るがすからだ。

そこで、法の〈領域〉なるものを設定し、「法の〈領域〉においては正当だ、不当だ」といった〈領域〉論・〈範疇〉論に救済を求めている。〈事実〉の関係付け、抽象化の構造は、この〈領域〉性を踏まえることによって定まるものと考えられている。しかし、法によって抽象される〈事実〉・〈沖縄〉闘争が、その本質的骨格を全く奪い去られてしまうのは何故か？抽象化は本質の保存として初めて有意味である。

この問題は、現定法自体の〈階級〉性を意味するだけでなく、今後出現するかもしれない〈人間〉のあらゆる〈観念〉的〈共同〉性を遠くまで閉じこめている。

確実に言えることは、法の〈領域〉なるものがそれ自身閉じられた〈共同〉性を体現しているという点、あらゆるものを機能的にしかとらえない思考方法がそれに思想的根拠を与えているという点である。

〈行為〉・〈事実〉・〈凶器〉等、どの言葉をとってきても、ベッタリしたイメージでしか把握されない。資本制の凄まじい浸透は、その経済領域の〈外〉に事物の本質を徹底的に破壊しなければやまぬ〈観念〉的世界を生み出している。

〈日常〉は果たしてもうただただ〈日常〉であり得るのか。変哲のない〈生活〉の場が、その背後に孕んでいる目のくらむような断層、いつものように繰り返される駅構内の風景へ刻々とおし寄せる〈関係〉の切迫、事物の意味は常に隠された〈領域〉でのみ生成している。これをとらえ得るのは、皮肉なことにまた〈人間〉の幻想〈力〉＝観念〈力〉だけだ。そして、共同幻想の頂点として、わたし〈たち〉の幻想〈力〉に従属を強いる法に対して、〈人間〉は終に〈被告〉以外のものとして存在することを許されないのである。

今も、わたし〈たち〉に強いられているのは〈被告〉の〈立場〉の深化であり、公判過程、あるいは公判をはみ出て行く位相で手に触れてくるものを〈組織〉し返して行くことだ。〈 〉して来たようにこれからも〈 〉して行くだらう。

この〈冒頭陳述〉書を、わたし〈たち〉の未〈完了〉への序として、一切の無〈視〉に向かって差し出す。

各論

各被告の〈表現〉

〈固有〉性の極北から舞いおりてくる〈信号〉を受けとめつつ

冒頭陳述書各論

威力業務妨害等

被告人 宇杉幸知外二一名

昭和五〇年三月二五日

仮装被告 永里繁行

東京地方裁判所刑事第一一部御中

記

罪状について

わたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉を包囲しようとして威力業務妨害・凶器準備集合・公務執行妨害といった〈罪〉名が〈検察官〉によって用意された。

まさにそれらの〈罪〉名は、わたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉を法によって把握する時の〈現実〉的形態として提出され、そうであるが故に、唯一の〈事実〉把握として〈法廷〉空間を占有し続けている。

わたし〈たち〉は、このことを単に〈法廷〉構成員の恣意による〈事実〉の歪曲としてではなく、法が個々の幻想性を貫いて、わたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉を抽象せんとする〈表現〉構造として把握しつつある。この〈表現〉構造は凄まじい欺瞞に満ちており、しかも、全幻想領域のあらゆる過程をとおして重層的に構成され続けている。



さて、〈行為〉の違法性は果たして何を根拠に確定されるのか。

#### 威力業務妨害

子供が線路に落ちたのを救ったために列車を止めた場合のように、単に結果として列車を止めたという〈事実〉だけでは〈罪〉は成立しない。具体的な関係意識を持って、〈通常〉の列車運行それ自体を目的として阻害する〈意思〉をもっていたか、しかも、そのことを自ら意識していたかどうかという、いわゆる〈動機〉の領域にのみ〈罪〉状を成立させる本質的条件が存在する。

#### 凶器準備集合

単に結果として棒などを持って集まった〈事実〉だけでは〈罪〉が成立しない。具体的な関係意識をもって、つまり特定の個人なり物件なりを目的として、棒を〈凶器〉たらしめようという〈意思〉があったかどうか、しかも、それを自ら意識していたかどうかという、いわゆる〈動機〉の領域にのみ〈罪〉状を成立させる本質的条件が存在する。

#### 公務執行妨害

単に結果として〈公務〉員の職務を妨げた〈事実〉だけでは〈罪〉が成立しない。具体的な関係意識をもって、つまり〈公務〉それ自体を目的として妨害しようという〈意思〉があったかどうか、しかも、それを自ら意識していたかどうかという、いわゆる〈動機〉の領域にのみ〈罪〉状を成立させる本質的条件が存在する。

以上のように全て個々人が〈犯罪〉の対象目的を市民社会レベルでの具体的な関係の中に設定し、しかも、自己の〈犯罪〉の〈意思〉に対して意識的であったかどうか各々の〈罪〉状を成立させる為の基本的条件となっていることに注意されたい。

〈行為〉の違法性といっても、このようにいわゆる〈動機〉の領域にのみ違法性の根拠があるということ、このことは〈行為〉というものがただベッタリ〈行為〉なのではなく、ひとつの構造を有するものであることを意味しているに他ならない。

ところで、〈検察官〉も暗黙のうちにわたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉を構造として視ているにはちがいない。そして、〈彼〉による把握が偽造として展開される根底は、現在の醜怪な〈共同的意志〉の所在を物語っている。

〈検察官〉の偽造は、互いにもたれ合う二本の支柱より成っている。ひとつは、わたし〈たち〉の〈政治〉意志を〈犯罪〉の〈意思〉にすりかえることである。有形無形の〈政治〉意志こそが、わたし〈たち〉の〈行為〉＝〈表現〉に〈内在〉する〈意思〉であり、共通項であり、最大限意識化しようとしていたことであった。これはいかなる偽造によってもゆるがすことのできない〈事実〉である。

〈犯罪〉の〈意思〉ということであれば、

○わたし〈たち〉は列車を止めることを〈意思〉していない。そのことを共通の目的としていない。〈事前〉にも〈現場〉でもそれはない。

○わたし〈たち〉は〈凶器〉の意識がない。つまり具体的な〈身体〉や〈財産〉を破損する目的を有していない。自らの〈政治〉意志を象徴させる〈服装〉としてのみ意味を持っている。

○わたし〈たち〉は機動隊の〈行為〉を〈公務〉とっていない。〈民衆〉に対立する国家意志を体現している暴力だと思っている。故に〈公務〉そのものを妨害する〈意思〉を有していない。

というように答えることができるだけだ。〈検察官〉の要望するおあつらえむきの〈犯罪〉の〈意思〉を全く持っていなかったのだ。ところが、〈検察官〉は、結果としてそうも見えるというひとつの盲目的な発想に居直り、そこからわたし〈たち〉の〈意思〉を造り変えている。これが〈事実〉から出発し、〈事実〉の根底に迫る態度でないことは明白である。

今ひとつは、〈事件〉の成立した時空間の性格について、どしがたいすりかえをやっている。一九六九年四月二八日は、本〈事件〉との関わりにおいてとらえるかぎり単なる日付ではなく、日常時間の直線的な延長上に位置するものではない。そして、この異質な時間性を孕む〈場所〉として〈駅構内〉等はひとつの異空間であった。ここに登場したのは共同性を帯びた幻想であり、そのせめぎ合いであった。そして、機動隊と国鉄関係者等の連携行動に体現された共同幻想によって、わたし〈たち〉の束の間の共同性が打ち破られた時、わたし〈たち〉は再び各々の〈独房〉に向かって飛散していったのである。

〈検察官〉の偽造した時空間にあっては、〈事件〉における本質的な関係が全くはじき出されてしまい、わたし〈たち〉は無機物のように投げ出されているだけだ。そこでは〈検察官〉の前提とする〈意思〉の共通自体が空洞でしかなく、その空洞を強引に意義付ける為にも、わたし〈たち〉の〈意思〉は一層阻害の〈意思〉として捏造されねばならないのである。

取り調べの段階から、かかる捏造は重層的に推進されてきている。〈黙否〉を破ったものの供述内容は、捏造の方法が要求する一線によってあやつられ、自らの〈行為〉＝〈表現〉の本質に到る全ての通路は絶たれている。供述の任意性が聞いてあきれる。供述の取り方、質問の内容それ自体が回答の通路を一方向に強制しているのだ。しかも連日の取り調べと監禁状態の中で、衰弱した供述者に対して脅かしや〈日常〉復帰のひけらかし、弱みのまさぐり、あらゆる卑劣な心理的拷問をもって偽造を推進するのである。わたし〈たち〉は恥辱の果てから帰ってくる。そして、〈検察官〉による〈事件〉の捏造の構造は思想的にも、現実的にも仮借なくあばかれねばならない。